

経営発達支援計画の概要

実施者名	西都市三財商工会（法人番号 ５３５０００５００１９３７） 西都市（地方公共団体コード ４５２０８４）
実施期間	令和４年４月１日～令和９年３月３１日
目 標	経営発達支援事業の目標 西都市三財商工会地区の小規模事業者の現状と課題、中長期的な振興の在り方を踏まえて、１０年後を見据えながら、次のとおり５年間の支援目標を設定する。 （１）経営力向上に取り組む小規模事業者の掘起しと伴走型支援の実施 （２）販路拡大による地域経済の活性化 （３）創業支援及び事業承継支援による小規模事業者の維持拡大
事業内容	経営発達支援事業の内容 ３．地域の経済動向調査に関すること （１）国が提供するビッグデータの提供 （２）全国商工会連合会が行う景気動向調査を活用した情報の提供 ４．需要動向調査に関すること 消費者の商圈・ニーズ調査の実施 ５．経営状況分析に関すること 経営支援基幹システム（ＢＩＺミル）の経営分析機能を活用した経営状況分析の実施 ６．事業計画策定支援に関すること （１）経営支援基幹システムを活用した事業計画策定支援及び他支援機関を活用した事業承継計画策定支援の実施 （２）ＤＸの推進に関するセミナーの開催 ７．事業計画策定後の実施支援に関すること 事業計画を策定した事業所への四半期に１回の頻度で巡回訪問によるフォローアップ支援の実施 ８．新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること （１）ＳＮＳを活用した情報発信支援の実施 （２）自社ホームページ開設による営業力強化支援の実施 （３）キャッシュレス決済システム導入による営業力強化支援の実施
連絡先	西都市三財商工会 〒881-0113 宮崎県西都市大字下三財 3396-5 TEL：0983-44-5107 FAX：0983-44-3369 E-mail：sanzai@miya-shoko.or.jp 西都市 商工観光課 〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町 2-1 TEL：0983-43-3222 FAX：0983-43-2067 E-mail：shoko@city.saito.lg.jp

(別表 1)

経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

1. 目標

(1) 西都市三財地区の現状及び課題

① 現状

(ア) 概要

西都市は、昭和 30 年から昭和 37 年にかけて、6 町村が合併して誕生した市であり、本商工会のある三財地区は、昭和 37 年に西都市に合併した。

また、三財地区は、地理的宮崎県のほぼ中心部にあることから「へそのまち」と言われており、かつて、古代日向の国の都であった西都市の中で交通の要所として栄えた地区である。

県都宮崎市に隣接し、西都市街や宮崎市などへ通勤・通学するベッドタウンとしての性格も有し、東九州自動車道西都インターチェンジも近く、交通網も充実している。

西都市には、日本最大の 300 有余の古墳が集まる特別史跡西都原（さいとばる）古墳群の外、近隣にも数多くの古墳群が現存し、歴史ロマンあふれるまちである。



(イ) 人口

西都市の人口は、昭和 35 年の 50,948 人をピークに減少を続け、令和 3 年には 28,661 人とピーク時と比べ 43.7%減少している。ここ 10 年間では、西都市の人口が 12.0%減少しているのに対し、三財地区は 19.7%も減少し、逆に 65 歳以上の高齢者の割合は 34.7%から 47.6%と急激に増加しており、今後も同様の傾向が続くと予想されている。

【西都市及び西都市三財地区の人口の推移：各年 1 月】 (人口単位：人)

項目 年次	西都市全体の 人口	三財地区の 人口	三財地区の 65 歳 以上の人口	三財地区の 高齢化率
平成 23 年	32,567	4,048	1,406	34.7%
令和 3 年	28,661	3,251	1,550	47.6%
増減率	88.0%	80.3%	110.2%	

(出典：西都市の人口統計)

(ウ) 産業

西都市は、温暖な気候と豊かな大地から生み出されるピーマンやスイートコーン、ニラ、完熟マンゴーなどを主に生産する農業や畜産が盛んな地域である。

しかしながら、農業従事者の担い手不足や高齢化、遊休農地や耕作放棄地の増加、産地間競争など、取り巻く環境は厳しく、現在、新品目の導入や加工用農産物のための畑作振興、さらには商工業と観光事業とを有機的に連携させて地域特性を生かした新たな産業及び就労の場の創出

を図る取り組みが進められている。

また、「さいとブランド」として市場性の高い製品の開発や地場企業による１次製品の生産から加工、商品化、販売までを一本化する、第１次産業から第３次産業までの産業全般にわたる振興策が講じられているところである。

産業別事業所数・従事者数

	平成 21 年		平成 28 年		増減	
	事業所数	従事者数	事業所数	従事者数	事業所数	従事者数
農林漁業	48	623	40	628	△8	5
鉱業・建設・製造業	297	2,539	250	2,635	△47	96
卸小売業	418	2,301	365	1,988	△53	△313
宿泊・飲食業	222	778	193	864	△29	86
サービス業その他	578	4,804	544	4,396	△34	△408
合計	1,563	11,045	1,392	10,511	△171	△534

(出典：経済センサス)

(エ) 小規模事業者の推移

西都市三財地区の小規模事業者数は、平成 12 年の 152 者をピークに減少傾向にあるが、毎年実施している商工会実態調査でみると、平成 25 年と令和 3 年を比較すると、すべての業種で減少しており、特に建設業と小売業の減少が著しい。経営環境の悪化に加え、代表者の高齢化、後継者不足による廃業が目立っている。

西都市三財地区の小規模事業者数の推移

調査年	内 容	合 計	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・ 宿泊業	サービ ス業	その他
平成 25 年	事業者数	123	43	19	0	23	4	22	12
	構成割合	100%	35.0%	15.4%	0%	18.7%	3.2%	17.9%	9.8%
令和 3 年	事業者数	103	37	16	0	15	3	21	11
	構成割合	100%	35.9%	15.5%	0%	14.6%	2.9%	20.4%	10.7%
事業者数増減		△20	△6	△3	0	△8	△1	△1	△1

(出典：商工会基幹システム)

(オ) 西都市総合計画による目指すべきビジョン

西都市の「第五次西都市総合計画」（令和 3 年度～令和 10 年度）では、商工業振興で 6 項目、観光振興で 5 項目のめざす姿（ビジョン）が次のとおり掲げられている。

〈商工業振興ビジョン〉

- 新型コロナからの経済回復
- 創業支援・事業承継の促進
- 企業立地の促進
- 魅力的な買い物環境づくり
- 経営安定化の促進
- いきいきと働ける環境づくり

〈観光振興ビジョン〉

- 観光資源の磨き上げ
- 観光イベントの活性化
- スポーツランド構想の推進
- テーマ別観光の推進
- 観光需要の喚起・回復

商工会としては、西都市や西都商工会議所その他の関連団体等と連携を図りながら、地域産業の振興やまちづくり、観光振興の一翼を担い、地域の活性化へ繋げていく取り組みを行っているところである。

② 西都市三財地区の商工業の課題

(ア) 商業・サービス業

少子高齢化や人口減少、近隣地区の大型店やインターネット通販への消費流出、更には経営者の高齢化や後継者不足など課題は山積しているが、脆弱な経営基盤のため対応・対策ができていないのが現状である。

また、新型コロナウイルス感染症の流行が、特に飲食業の経営に壊滅的な影響を与え、未だに回復の目途が見えない状況にある。

地域活動に必要な不可欠な地区内商業・サービス業が成長発展を図るためには、自社の強みを的確に把握した上で、大型店や通販にない小規模事業者にはしか提供できない付加価値の高い商品・サービスを開発し、差別化戦略を進めていくことが重要である。

(イ) 工業

製造業は、大半が小規模な家族経営であり、経営発達を期待するのは厳しいが、今後、西都市の進める企業立地策による企業の誘致に地域雇用の拡大等が期待できる。

建設業については、地区内商工業者の約 36%を占めており、その大半が建築(住宅)関連の小規模事業者である。建築工事は、需要はあるものの大手ハウスメーカーとの競合で営業力や価格面で苦戦を強いられている。

しかし、小規模事業者だからこそ出来る、きめ細かなサービスを提供し、これまで受け身であった営業面を強化し、地区内に留まらず、西都市や隣接する宮崎市などの大消費圏への進出をはかることも重要である。

(2) 小規模事業者に対する長期的な振興のあり方

① 10年程度の期間を見据えて

上記のような課題を克服し、西都市が掲げる商工業・観光ビジョンを実現するためには、管内商工業者の大多数を占める小規模事業者の成長発展が必要不可欠である。

そのため、西都市三財商工会では、地区内における小規模事業者の実情に照らした支援を図るため、概ね10年程度の小規模事業者に対する振興のあり方を以下の通りとする。

② 西都市総合計画との連動性・整合性

(ア) 新型コロナからの経済回復

第五次西都市総合計画の前期基本計画(令和3年度～令和6年度)(以下「市計画」)では、「商工会・商工会議所等と連携しながら、市内の中小企業の経営を支援し、新型コロナウイルス感染症により低減した生産・販売量の回復を図る」こととしている。

(イ) 創業支援・事業承継の促進

市計画では、「創業希望者に対する情報提供や相談、経営セミナー等によるフォローアップを継続的に行い、スムーズな創業につながるよう支援を行う」こととしている。

(ウ) 企業立地の促進

市計画では、「多様な媒体による情報発信、企業説明会における高校等との連携の促進により、若年層や女性からの求職ニーズが高い事務的職種である情報サービス産業を中心とした企業立地を展開する」こととしている。

(エ) 魅力的な買い物環境づくり

市計画では、「中心市街地の魅力向上に努めるとともに、移動スーパー支援事業などを通じて、自宅周辺で買い物がしやすい地域づくりを進める」こととしている。

(オ) 経営安定の促進

市計画では、「国・県や商工会・商工会議所、金融機関等と連携し、研修事業や資金調達の支援などにより、経営基盤の強化を促進する」こととしている。

③ 商工会としての役割

(ア) 新型コロナからの経済回復

商工会としては、市の支援の下、商工会議所と合同でプレミアム付商品券発行事業や飲食店テイクアウト促進事業等や、地域団体と連携した三財地区ならではの地域経済活性化のためのイベント事業により、地域消費喚起や地域経済の活性化に繋げていく役割を果たす。

(イ) 創業支援・事業承継の促進

商工会としては、市や商工会議所、宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携し、地区内創業者の育成や後継者の確保により廃業を防止し、小規模事業者の減少傾向に歯止めを掛ける。

(ウ) 企業立地の促進

商工会としては、市や関係団体等からの企業立地情報の収集に努めるとともに地区内への企業誘致活動を推進する。

(エ) 魅力的な買い物環境づくり

商工会としては、買物弱者対策としての移動スーパー事業の調査研究、新型コロナウイルス感染症対策及び地区外からの購買者取り込みのためのキャッシュレス決済導入の推進を図り、小規模小売業者の減少を防止する。

(オ) 経営安定の促進

商工会としては、地区内事業者の約 36%を占める建設関連事業者を中心に、営業力強化のためのホームページ制作や営業ツール作成のための研修事業や、事業資本の整備のための事業計画策定や資金調達支援による経営基盤強化を支援する。

(3) 経営発達支援事業の目標

本商工会地区の小規模事業者の現状と課題、中長期的な振興の在り方を踏まえて、10年後を見据えながら、次のとおり5年間の支援目標を設定する。

① 経営力向上に取り組む小規模事業者の掘起しと伴走型支援の実施

巡回相談や経営セミナーの開催等の機会をとらえて、より多くの小規模事業者に経営力向上の必要性を啓発し掘り起こしを行う。

掘起した小規模事業者が持続的に発展して事業を継続するために必要な売上及び利益を確保できるよう伴走型支援を実施し、経営力の向上を図る。

② 販路拡大による地域経済の活性化

小規模事業者が保有している商品・サービスのブラッシュアップを行い、商業・サービス業については、消費の地区外流出の防止策及び外貨獲得策を支援し、工業については、地区外への販路拡大を支援し、地域経済の活性化を図る。

③ 創業支援及び事業承継支援による小規模事業者の維持拡大

県や市の事業者向け施策を活用しながら、起業・創業にチャレンジする小規模事業者の開業を支援し地域経済の基盤を強化するとともに、高齢化や後継者不足による廃業の増加等、小規模事業者の減少に伴う地域の活力衰退の歯止めを掛けるため、事業承継についても積極的に支援し、地域を担う小規模事業者の維持拡大を図る。

経営発達支援事業の内容及び実施期間

2. 経営発達支援事業の実施期間、目標の達成方針

(1) 経営発達支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 目標の達成に向けた方針

上記1－(3)に掲げる目標を達成するための本会の実施方針は、次のとおりとする。

① 経営力向上に取り組む小規模事業者の掘起しと伴走型支援の実施

小規模事業者が抱える経営課題の把握に努め、データに基づく外部環境・内部環境の分析、事業計画策定・実行・見直しなど経営指導員による伴走型の支援を通じて、事業者自身によるPDCAサイクルを確立し、売上・利益の向上、経営力の向上を図っていく。

② 販路拡大による地域経済の活性化

商業・サービス業においては、過疎高齢化地区の住民の消費活動支援としての移動販売や、外貨獲得のためのキャッシュレス決済方法の導入、工業、特に住宅関連産業においては、ホームページやSNSを活用した地域外への情報発信、販路拡大を支援することで、小規模事業者の成長発展、地域経済活性化を図っていく。

③ 創業支援及び事業承継支援による小規模事業者の維持拡大

本会地区における起業者・創業者はほとんどないのが現状であり、立地条件が重要な小売業は今後も創業者が見込めないが、サービス業や建設業など立地条件を必要としない業種を中心として巡回等により掘起しと情報収集に努め、県や市の施策を活用した支援を行う。

また、経営者の高齢化及び後継者不足による廃業を防止し、小規模事業者を維持拡大、成長発展に繋げるために、宮崎県事業承継・引継ぎセンターや西都市と連携して事業承継計画策定を支援し、円滑な事業承継を図っていく。

I. 経営発達支援事業の内容

3. 地域の経済動向調査に関すること

(1) 現状と課題

これまで本会では、宮崎県や日本政策金融公庫、全国商工会連合会の景気動向調査などの調査結果を巡回指導時に情報として提供してきたが、地区内小規模事業者の経済動向や経営状況については明確なデータの収集、把握は出来てなかった。

今後、小規模事業者が持続的発展を図るためには、地域の経済動向を把握した上で経営状況分析や事業計画策定に繋げることが重要であるため、ビッグデータを活用した分析及び事業者への提供を実施する。

(2) 目標

	公表方法	現行	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①地域の経済動向分析の公表回数	HP掲載	—	1回	1回	1回	1回	1回
②景気動向分析の公表回数	HP掲載	—	4回	4回	4回	4回	4回

(3) 事業内容

① 国が提供するビッグデータの活用

当地域において真に稼げる産業や事業者に対し、限られたマンパワーや政策資源を集中投下し、効率的な経済活性化を目指すため、経営指導員等が「RESAS」(地域経済分析システム)を活用した地域の経済動向分析を行い、年1回公表する。

【分析手法】

- ・「地域経済循環マップ・生産分析」→何で稼いでいるか等を分析
- ・「まちづくりマップ・From to 分析」→人の動き等を分析
- ・「産業構造マップ」→産業の現状等を分析

⇒上記の分析を総合的に分析し、事業計画策定支援等に反映する。

② 景気動向分析

管内の景気動向等についてより詳細な実態を把握するため、全国商工会連合会が行う「小規模企業景気動向調査」に独自の調査項目を追加し、管内小規模事業者の景気動向等について、年4回調査・分析を行う。

【調査手法】調査票を郵送し返信用封筒で回収する。

経営指導員等が回収したデータを整理し、外部専門家と連携し分析を行う。

【調査対象】管内小規模事業者

20者(製造業3者、建設業7者、小売・飲食業5者、サービス業5者)

【調査項目】売上額、仕入価格、経常利益、資金繰り、雇用、設備投資等

(4) 調査結果の活用

- 情報収集・調査、分析した結果はホームページに掲載し、広く管内事業者等に周知する。
- 経営指導員等が巡回指導を行う際の参考資料とする。等

4. 需要動向調査に関すること

(1) 現状と課題

これまでに本会の事業として住宅関連事業者の需要動向調査を実施したが、新たな販路開拓に繋ぐまでには至らなかった。

今後は、消費者の商圈やニーズの把握のための調査を実施し、小規模事業者の事業計画策定に活用していくことが必要である。

(2) 目標

	現行	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
消費動向アンケート調査の実施回数	—	1回	1回	1回	1回	1回

(3) 事業内容

消費者の商圈・ニーズ調査

地域住民を対象とした消費動向の調査を実施する。

地域住民が地域内の小規模事業者にどのような品揃えやサービスを求めているのかを把握する目的で地域内の住民を対象としたアンケート調査を実施する。

当地区の小規模事業者の中で特に構成率が高い商業・サービス業と建設業に関する需要動向を中心の調査とする。

また、当該調査の分析結果を事業計画策定に反映する。

(ア) 調査手法

西都市三財地区の全世帯（約1350世帯）を対象に、西都市広報誌に消費動向のアンケート調査を折り込み、消費者ニーズの収集を年1回行う。

(イ) サンプル数

270世帯（全世帯の約20%）

(ウ) 調査項目

（共通項目）

年代・性別・世帯人数

（商業・サービス業項目）

購買頻度、購入目的、不足商品、商品・サービス満足度、個店の利用理由、今後期待する商品、インターネット購買やキャッシュレス決済の利用頻度 等

（建設業項目）

新築・リフォームの予定、業者選定および決定方法、インターネット活用に関する事項 等

（４）分析結果の活用

年代・性別・世帯人数別に収集分析し、結果を地区内の小規模事業者提供し、地域住民の需要動向を把握し、地域住民の求める商品やサービスを充実させることで地区外への消費の流出を最小限に抑えることに役立てる。

また、小規模事業者の事業計画策定や地域活性化に資する取り組みに活用する。

5. 経営状況の分析に関すること

（１）現状と課題

これまで本会では、小規模事業者の経営状況については、金融相談や各種補助金申請相談、確定申告時期の記帳指導時など単発的な分析に終わっており、継続したモニタリングが不足していた。

今後、小規模事業者の持続的発展を図るためには、経営者自身が自社の経営状況を的確に把握するとともに、経営指導員等もその情報を共有して、伴走型支援で問題解決に取り組むことが重要である。

（２）目標

	現行	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
経営分析事業者数	13者	15者	18者	20者	20者	20者

（３）事業内容

従来の相談時や記帳指導時だけでなく、地区内事業者への巡回・窓口相談を介して経営指導員等が積極的に対象者の掘起しを行い、個別の経営分析に繋げる。

① 対象者

自社の経営状況把握や事業計画策定等に意欲を持ち、売上や販路の拡大を目指す事業者やその可能性を持つ事業者、事業承継を計画している事業者を会員、非会員を問わず選定する。

② 分析項目

(ア) 経営基礎情報

経営状況、経営資源、経営上の課題 等

(イ) 財務分析（定量分析）

売上高、営業利益、経常利益、収益性、成長性、生産性 等

(ウ) S W O T 分析（定性分析）

強み、弱み、脅威、機会 等

③ 分析方法

令和元年度に導入した「経営支援基幹システム（B I Z ミル）の経営分析機能を活用し、経営指導員等が経営状況調査シートに基づくヒアリング結果による S W O T 分析や決算データに基づく財務分析を実施し、事業所の現状や課題の把握につなげる。

(4) 分析結果の活用

分析結果は、当該事業者にはフィードバックし、事業計画の策定等に活用する。

また、分析結果は、「B I Z ミル」を活用して内部共有することで、全職員が支援先の経営環境を把握することにつながるとともにスキルアップにも活用することができる。

6. 事業計画策定支援に関すること

(1) 現状と課題

これまで本会では、ものづくり補助金や小規模事業者持続化補助金などの補助金申請相談の際に事業計画策定を実施してきたが、事業者は補助金獲得等のみを目的としていることが多く、計画の継続性を認識させることが十分でなかった。

今後、小規模事業者が持続的発展を図るためには、事業計画策定の本来の意義や重要性を理解させた上で、経営指導員等が伴走的に支援を継続することが課題である。

(2) 支援に対する考え方

経営分析を行った事業者の中の5割程度の事業計画策定を目指す。

また、小規模事業者に対し、事業計画策定の意義や重要性を漠然と述べても、実質的な行動や意識変化を促せる訳ではないため、決算指導や金融指導、各種補助金申請などを契機として事業計画策定の支援を行い、リスクの低い実現可能性の高い事業計画の策定に繋げていく。

併せて、事業計画の策定前段階において今後必ず必要性に迫られると考えられるDXに向けたセミナーを行い、DXに対する意識向上、知識習得及び実際のITツール導入等につなげ、小規模事業者の競争力の維持・強化を目指す。

なお、創業者が合った場合は、創業計画に併せて創業後の事業計画策定の必要性を理解してもらい、綿密に伴走支援を行う。

(3) 目標

	現行	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
事業計画策定事業者数	5者	8者	10者	10者	10者	10者
うち事業承継計画策 定支援事業者数	0者	1者	1者	1者	1者	1者
創業計画策定支援事業	0者	1者	1者	1者	1者	1者

者数						
D X推進セミナー	—	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

(4) 事業内容

① 事業計画策定支援

本会で導入している「経営支援基幹システム（B I Z ミル）の事業計画策定機能を活用し、宮崎県中小企業基盤強化事業の専門家や宮崎県よろず支援拠点の専門家を活用しながら、経営指導員を中心に事業計画の策定に関する伴走支援を実施する。

また、事業承継に関しては、宮崎県事業承継・引継ぎ支援センターと協力した策定支援を実施する。

② 「D X推進セミナー」の開催

D Xに関する意識の醸成や基礎知識を習得するため、また実際にD Xに向けたI Tツールの導入やW e bサイト構築等の取組を推進していくために、セミナーを開催する。

(ア) 対象者：D Xに関する基礎知識について習得したい小規模事業者、D Xに向けたI Tツールの導入を検討している小規模事業者

(イ) 募集方法：セミナー案内チラシを作成し、巡回時に配布・案内。商工会HPで案内。

(ウ) 開催回数：年間1回

(エ) カリキュラム：i . D Xとは、ii . ビジネスにおけるD X、iii . おさえておきたい最新 I T情報（クラウドサービス、業務効率化アプリ）、iv . キャッシュレス決済他

(オ) 講師：I T専門家、キャッシュレス決済業者

(カ) 参加者数：1 5名程度

また、セミナーを受講した事業者の中から取り組み意欲の高い事業者に対しては、経営指導員等による相談対応・経営指導を行う中で必要に応じて、県の専門家派遣事業等を活用しI Tに関する専門家を派遣し支援を実施する。

7. 事業計画策定後の実施支援に関すること

(1) 現状と課題

これまで本会では、小規模事業者持続化補助金等の採択を受けた計画のフォローアップ支援は行っていたが、補助事業終了とともに支援終了となることが多かった。

今後、小規模事業者が持続的発展を図るためには、小規模事業者が作成した事業計画書をもとにP D C Aサイクルを回しながら計画の実践を継続する必要がある、その進捗状況確認のために経営指導員等が伴走型支援を継続することが課題である。

(2) 支援に対する考え方

事業計画策定を行った全ての事業者をフォローアップ支援の対象とする。原則、計画策定を支援した事業所について、四半期に1回の頻度で巡回訪問によるフォローアップ支援を実施する計画であるが、事業者の進捗状況を考慮しながら訪問頻度の調整も行う。

(3) 目標

	現行	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
フォローアップ 対象事業者数	—	9 者	1 1 者	1 1 者	1 1 者	1 1 者

頻度（延回数）	—	3 6 回	4 4 回	4 4 回	4 4 回	4 4 回
売上増加 事業者数	—	3 者	5 者	5 者	7 者	7 者
利益率 3 % 以上 増加の事業者数	—	3 者	5 者	5 者	7 者	7 者

（４）事業内容

事業計画を策定した事業者を対象として、経営指導員が独自様式のフォローアップシートを用いて巡回訪問等を実施し、策定した計画が着実に実行されているか定期的かつ継続的にフォローアップを行う。

事業計画を策定した 1 1 者を原則 3 カ月に一度巡回訪問し、計画の進捗状況を確認する。ただし、事業者からの申出等により、臨機応変に対応する。

なお、進捗状況が思わしくなく、事業計画との間にズレが生じていると判断する場合には、他地区等の経営指導員等や外部専門家など第三者の視点を必ず投入し、当該ズレの発生要因及び今後の対応方策を検討の上、フォローアップ頻度の変更等を行う。

8. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

（１）現状と課題

これまで本会では、新たな需要開拓に寄与する事業をほとんど実施していなかった。

地区内の小規模事業者の多くは、営業に関するホームページの活用やキャッシュレス決済システムによる販路開拓等に関心があるものの、「高齢化」、「知識不足」、「人材不足」等の理由により、I Tを活用した販路開拓等のD Xに向けた取組が進んでおらず、商圏が近隣の限られた範囲にとどまっている。

今後は、これからの新たな販路の開拓にはD X推進が必要であるということを理解・認識してもらい、取組みを支援していく必要がある。

（２）支援に対する考え方

事業者の規模や営業力、販売力に応じて、新たな販路開拓のためのD Xに向けた取組として、SNSによる情報発信、ECサイトの利用した販売促進、I T活用による営業・販路開拓、キャッシュレス決済に関するセミナー開催や相談対応を行い、理解度を高めた上で、導入にあたっては必要に応じてI T専門家派遣等を実施するなど事業者の段階に合った支援を行う。

（３）目標

	現行	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
I T 専門家派遣 回数	0 回	2 回	3 回	4 回	5 回	5 回
① SNS 活用事 業者	—	5 者	5 者	5 者	5 者	5 者
売上増加率／者	—	1 0 %	1 0 %	1 0 %	1 0 %	1 0 %
② H P 開設事業 者数	—	5 者	5 者	5 者	5 者	5 者
売上増加率／者	—	1 0 %	1 0 %	1 0 %	1 0 %	1 0 %
③ キャッシュレ ス決済システム 導入者数	—	2 者	3 者	4 者	5 者	5 者
売上増加率／者	—	1 0 %	1 0 %	1 0 %	1 0 %	1 0 %

(4) 事業内容

① SNSの活用

現状の顧客が地区内と近隣の商圈に限られていることから、より遠方の顧客の取込のため、取り組みやすいSNSを活用し、宣伝効果を向上させるための支援を行う。

② 自社HPによる営業力強化（B to C）

ホームページの開設のためのページ構成、PR方法等WEB専門会社やITベンダーの専門家等と連携し、セミナー開催や立ち上げ後の専門家派遣を行い継続した支援を行う。

③ キャッシュレス決済システム導入による営業力強化

地区内のキャッシュレス決済システムの普及を促進するため、専門家やキャッシュレス決済会社等と連携し、セミナー開催や立ち上げ後の専門家派遣を行い継続した支援を行う。

Ⅱ. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

9. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

(1) 現状と課題

これまで本会では、経営発達支援事業等協議会を設置し、事業の評価、見直しを行ってきたが、法改正により今後は新たな仕組み作りが必要となっている。

(2) 事業内容

本会の理事会と併設して、西都市商工観光課長補佐、法定経営指導員、外部有識者（中小企業診断士等の専門家）等をメンバーとする「西都市三財商工会経営発達支援事業等協議会」を年1回開催し、経営発達支援事業の進捗状況等について評価を行う。

当該協議会の評価結果は、役員会にフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HP及び会報へ掲載（年1回）することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

10. 経営指導員等の資質向上等に関すること

(1) 現状と課題

これまで本会では、宮崎県商工会連合会が主催する職種別研修会や事業担当者ごとの研修会等に継続的に参加してきたが、経営指導員及び経営・情報支援員の計画策定支援能力の全体的な向上には結びついていないのが現状である。

今後、組織全体として小規模事業者の持続的発展に寄与するため、職員個々の更なる資質向上への取り組みと支援に関する知的財産の共有化が必要となっている。

(2) 事業内容

① 外部講習会等の積極的活用

【経営支援能力向上セミナー】

経営指導員等の支援能力の一層の向上のため、中小機構南九州事務所が実施する「地域支援機関職員向けセミナー」や宮崎県商工会連合会主催の「経営支援能力向上セミナー」に対し、計画的に経営指導員等を派遣する。

【DX推進に向けたセミナー】

喫緊の課題である地域の事業者のDX推進への対応にあたっては、経営指導員等のITスキ

ルを向上させ、ニーズに合わせた相談・指導を可能にするため、下記のようなD X推進取組に係る相談・指導能力向上のためのセミナーについても積極的に参加する。

〈D Xに向けたI T・デジタル化の取組〉

(ア) 事業者にとって内向け（業務効率化等）の取組

R P Aシステム、クラウド会計ソフト、電子マネー商取引システム等のI Tツール
ワークの導入、補助金の電子申請、情報セキュリティ対策等

(イ) 事業者にとって外向け（需要開拓等）の取組

ホームページ等を活用した自社P R・情報発信方法、E Cサイト構築・運用
オンライン展示会、S N Sを活用した広報、モバイルオーダーシステム等

(ウ) その他取組

オンライン経営指導の方法等

② 職員間の定期ミーティングの開催

経営指導員研修会等へ出席した職員が講師を務め、I T等の活用方法や具体的なツール等についての紹介、経営支援の基礎から話の引出し術に至るまで、定期的なミーティング（週1回、年間48回）を開催し意見交換等を行うことで、職員の支援能力の向上を図る。

③ B I Zミルによるデータベース化

担当経営指導員等が、B I Zミルのデータ入力を適時・適切に行い、支援中の小規模事業者の状況等を職員全員が相互共有できるようにすることで、担当外の職員でも一定レベル以上の対応ができるようにする。

1.1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること

(1) 現状と課題

本会では、これまでも西都市・西都商工会議所との年1回の研修会や、西都・児湯管内6商工会との年2回の研修会を開催して、小規模事業者支援に関するノウハウ交換を行ってきたが、支援の高度化が進む中、これに加えて更なるノウハウ習得のため、他支援機関を交えての情報交換を行うことが課題となっている。

(2) 事業内容

① 地域経済支援対策会議への出席（年3回）

西都市、西都商工会議所、西都市観光協会等の関係者が参画する「まちづくり協議会」に出席し、西都市の最新の経済動向等を把握するとともに、参加者相互の支援ノウハウの交換を行うことで、支援ノウハウの一層の向上に努める。

② 西都・児湯地区6商工会定期連絡会の開催（年2回）

これまで実施してきた研修会の機会に、なるべく全職員が参加して各商工会が実施している小規模事業者支援に関するノウハウの情報交換を行う。

③ 宮崎県事業承継・引継ぎセンター「ワーキングチーム会議」への参加（年2回）

宮崎県事業承継・引継ぎセンターのブロックコーディネーターが中心となって開催する「ワーキングチーム会議」に参画し、特に事業承継に関する他の商工会の取組み状況の情報共有、計画策定支援ノウハウの習得を図る。

Ⅲ. 地域経済の活性化に資する取組

1 2. 地域経済の活性化に資する取組に関すること

(1) 現状と課題

本会は、西都市の中で商工会議所と併存する商工会であり、地域面においても産業面においても目立った特徴や強みに欠ける地区である。

また、商工振興として取り組んできた商工会シール会も、相次ぐ商店の廃業により衰退し、解散に追い込まれるなど、なかなか展望が描けない状況にある。

地域振興では、西都市、商工会、J A、区長会等の関係機関が参画する「三財地域づくり協議会」と共同で、薄れつつある地域コミュニティの浸透と地域住民間の絆を高めるための「へそ祭り」や「へそ山ハイキング」に取り組み、地域住民には喜ばれているが、地域経済を活性化させるまでには至っていない。

(2) 事業内容

「三財へそブランド」推進検討会の開催（年４回）

本会地区で、これまで取り組んできた「へそ祭り（※１）」や「へそ山ハイキング（※２）」への参加者は、ほとんどが地域住民であった。

今後、地区外からの参加者を増やしていくため「三財地域づくり協議会」と連携して既存イベントの検証及び見直し、話題性の向上や、規模拡大を図っていく。

また、新たな取り組みとして、「ふれあい朝市」や「ふれあい夏祭り」などの開催に向けた検討を進めるため、商工会と「三財地域づくり協議会」をメンバーとした検討会を設け、「三財へそブランド」の確立に向けた取り組みを加速することにより、本会地区の活性化を図っていく。

① 構成員

- ・ 集落・公民館の代表
- ・ 各西都市三財支所、J A西都三財支所、商工会の代表
- ・ 事業所の代表

② 協議内容

- ・ 三財地区の経済活性化の基本的な方向
- ・ 既存事業の検証及び見直し・改善
- ・ 広報活動の在り方
- ・ 新規事業の取組み（「ふれあい朝市」「ふれあい夏祭り」）

※１ へそ祭りとは、西都市三財地区の振興発展、地域住民の親睦並びに三財地区の情報を市内外へ発信することを目的とした祭りで、毎年１０月下旬に三財小中学校グラウンドで開催している。「へそ踊り」や「へそ相撲」等のイベントで盛り上がる。

※２ へそ山ハイキングとは、三財地区のPRと交流人口増加を図ることを目的とし、地区内にある宮崎県の中心部（東経 131 度 18 分 11 秒・北緯 32 度 5 分 43 秒地点）までの片道約 5 キロをハイキング。下山後に商工会が豚汁等でおもてなしを実施。

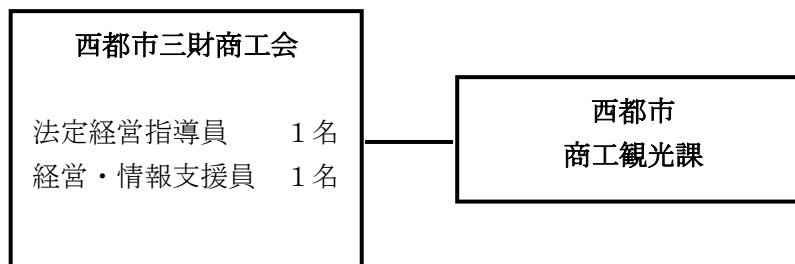
(別表2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制

(令和4年5月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

■氏名：鈴木 徹

■連絡先：西都市三財商工会 TEL. 0983-44-5107

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

経営発達支援事業の実施・実施に係る指導及び助言、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しをする際の必要な情報の提供等を行う。

(3) 商工会、関係市町村連絡先

① 西都市三財商工会

〒881-0113 宮崎県西都市大字下三財 3396 番地 5

TEL：0983-44-5107 / FAX：0983-44-3369

E-mail：sanzai@miya-shoko.or.jp

② 西都市商工観光課

〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町 2 丁目 1

TEL：0983-43-3222 / FAX：0983-43-2067

E-mail：shoko@city.saito.lg.jp

(別表 3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必要な資金の額	5 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0
○専門家謝金	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0
○専門家旅費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
○職員旅費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
○ソフトウェア、サービス費	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入、国補助金、宮崎県補助金、西都市補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

経営発達支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等